

鳥取県医師養成確保奨学金 必要な手続及び注意事項

平成29年12月 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

下記のとおり、鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号。以下、「規則」という。）に規定する届出・申請事由に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を提出する必要がありますので、忘れずに手続を行ってください。

記

I 必要な手続一覧

	時 期	必要な届出・申請	提出が必要な者		手続の 詳細
			全員	該当者 のみ	
1	適 宜	氏名（住所）変更届		○	別記Ⅱ 1 (2ページ)
		振込口座登録（変更）申請書		○ <small>在学中のみ</small>	
		連帯保証人（保証人）氏名（住所）変更届		○	
		死亡届		○	
		連帯保証人（保証人）変更届		○	
2	在学中	休学届		○	別記Ⅱ 2 (2ページ)
		停学（除籍）届		○	
		復学届		○	
		退学（転学部、転学科）届		○	
3	卒業後～初期研修開始	奨学金借用証書	○		別記Ⅱ 3 (3ページ)
		卒業届	○		
		免許取得届	○		
		臨床研修（初期研修）開始届	○		
4	初期研修修了後～返還免除条件又は返還猶予期間満了	臨床研修（初期研修）修了届	○		別記Ⅱ 4 (3ページ)
		就業届	○		
		病院等退職届	○		
		業務廃止届		○	
5	返還猶予を希望するとき (猶予条件に該当する場合)	奨学金返還猶予申請書		○	別記Ⅱ 5 (4ページ)
		返還猶予状況変更届		○	
6	勤務期間の認定を希望するとき	鳥取県医師養成確保奨学金に係る返還免除期間認定願		○	別記Ⅱ 6 (5ページ)
7	返還免除を希望するとき (返還免除条件に該当する場合)	奨学金返還免除申請書	○		下記Ⅱ 7 (6ページ)

II 手続の詳細、記載上の注意事項

1 適宜必要となる手続

届出・申請事由	必要な届出・申請	様式番号	備考（添付書類、留意事項）
氏名、住所、電話番号を変更したとき	氏名（住所）変更届	6	実際に居住している住所を記載。
氏名、住所、電話番号したとき、及び奨学金の振込口座を変更するとき	振込口座登録（変更）申請書	—	実際に居住している住所を記載（金融機関に登録している住所と相違していても構いません）。銀行通帳の写し（口座番号・口座名義のカナ名が分かる部分）を添付。
連帯保証人・保証人が氏名又は住所を変更したとき	連帯保証人（保証人）氏名（住所）変更届	18	
奨学生が死亡したとき	死亡届	19	奨学生の死亡を証する書類 ※連帯保証人が届出を行うこと
連帯保証人・保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人・保証人として適当でない理由が生じたとき	連帯保証人（保証人）変更届	20	新たな連帯保証人又は保証人の署名・押印が必要。

2 在学中

届出・申請事由	必要な届出・申請	様式番号	備考（添付書類、留意事項）
休学したとき	休学届	7	
停学又は除籍の処分を受けたとき	停学（除籍）届	8	
復学したとき	復学届	9	大学の長が発行する復学証明書
退学したとき、又は転学部・転学科したとき	退学（転学部、転学科）届	10	

3 卒業後～臨床研修（初期研修）開始時

届出・申請事由	必要な届出・申請	様式番号	備考（添付書類、留意事項）
奨学金の貸付けが終了したとき、又は奨学金の貸付けを打ち切られたとき	奨学金借用証書	3	※1、2、3
大学を卒業したとき	卒業届	11	大学の長が発行する卒業証明書の写し又は卒業証書の写し
医師免許を取得したとき	免許取得届	12	医師免許証の写し又は医師の免許登録済証明書の写し
臨床研修（初期研修）を開始したとき	臨床研修（初期研修）開始届	13	添付書類は不要だが、研修施設代表者の証明の署名・押印が必要

※1 貸付期間が終了したときは、県から奨学金貸付終了通知をお送りします。通知が届いたら、「奨学金借用証書」を御提出ください。

※2 連帯保証人及び保証人は、貸付申請書に記載した者（変更届により変更している場合は、変更後の者）を記載してください（御不明な場合はお問合せください）。

※3 「奨学金借用証書」には、奨学金の借用金額に応じた収入印紙（日本政府が発行するもの）を貼付してください。収入印紙は、郵便局、法務局（登記所）、「収入印紙売りさばき所」の指定を受けたコンビニエンスストア等で購入できます。

なお、鳥取県が発行する収入証紙とは異なりますので御注意ください。

奨学金枠	借用期間	借用金額 (借受奨学金総額)	収入印紙の額	
一般貸付枠	1年	1,200,000円	100万円を超え 500万円以下	2,000円
	2年	2,400,000円		
	3年	3,600,000円		
	4年	4,800,000円		
	5年	6,000,000円		
地域枠	6年	7,200,000円	500万円を超え 1,000万円以下	10,000円
	6年	8,640,000円		

4 臨床研修（初期研修）修了後～返還免除条件又は返還猶予期間満了時まで

返還免除条件の判定において重要ですので、勤務先を変更した場合は、その都度「就業届」及び「病院等退職届」を提出してください。

届出・申請事由	必要な届出・申請	様式番号	備考（添付書類、留意事項）
臨床研修（初期研修）を修了したとき	臨床研修（初期研修）修了届	14	研修施設代表者の署名・押印が必要。
病院等において医師の業務に従事したとき（ <u>勤務先病院等を変更した場合も含む</u> ）	就業届	15	勤務先病院等代表者の署名・押印が必要。 「勤務している病院等」の「名称」欄には診療科も記載してください。
勤務先病院等を退職したとき	病院等退職届	16	
医師の業務を廃止したとき	業務廃止届	17	

5 猶予条件に該当して奨学金返還債務の履行猶予を希望するとき

履行猶予については、以下の2つの場合で、申請の要否が異なりますので御注意ください。

(1) 申請は不要 ※当然に履行猶予するもの(規則第12条第1項本文及び各号)

臨床研修を修了した日の翌日から起算して3年を経過する日(次のいずれかに該当する場合は、それぞれに定める期間を加えた日)までの間

要件	加算する期間
県内の病院等において常勤医師(※)としての業務に従事した場合	当該業務に従事した期間
知事が特に指定する病院の知事が指定する診療科の業務に常勤医師(※)として従事した場合	当該業務に従事した期間(ただし、3年を上限とする)
災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた場合	知事がその都度定める期間

※常勤医師とは、当該病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師を言います。

(2) 申請が必要 ※申請に基づき履行猶予するもの(規則第12条第2項各号)

届出・申請事由	必要な届出・申請	様式番号	備考(添付書類、留意事項)
猶予条件に該当して奨学金返還債務の履行猶予を希望するとき	奨学金返還猶予申請書	5	規則第12条第2項各号に該当することを証する書面
奨学金返還債務の履行猶予を受けた者が、同項各号に掲げる事由に変更があったとき	返還猶予状況変更届	5の2	規則第12条第2項各号に掲げる事由に変更があったことを証する書面

※規則第12条第2項

- (1) 奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き大学に在学しているとき。
- (2) 自らの妊娠、出産又は育児を理由として病院等を退職したとき。ただし、子が3歳に達したときを除く。
- (3) 育児休業又は介護休業を取得したとき。
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難となったとき。
- (5) その他特に理由があると知事が認めるとき。

6 鳥取大学医学部附属病院（特定診療科以外の診療科）での勤務期間の認定を希望するとき

届出・申請事由	必要な届出・申請	様式番号	備考（添付書類、留意事項）
鳥取大学医学部附属病院の特定診療科（小児科、産科、救急科及び精神科）以外の業務に従事した場合の従事期間（1年以上3年まで）の認定審査を受けようとするとき	鳥取県医師養成確保奨学金に係る返還免除期間認定願	なし	（3 認定を希望する理由）に付随する資料があれば添付すること。

※「3 認定を希望する理由」欄には、認定審査を希望する理由を出来るだけ詳しく記載してください。

（記載例）

- ・当該診療分野は県内で不足している分野であるが、〇〇〇〇〇の理由により大学病院での勤務が通常より長く必要である。
- ・当該診療科（分野）について、県内医療機関の常勤医師採用枠が極端に少ないため、大学病院以外での勤務が困難である。

※申請可能な勤務期間は、過去の勤務に関するもの、現在勤務中のもの、今後勤務予定のものいずれも可能です。（ただし、既に返還決定した者による申請は認められません。）

【参考】鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年12月9日鳥取県規則第119号）
（返還の免除）

第11条 奨学金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

2 条例本則の表備考4に規定する知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間については、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める期間とする。

ア 知事が指定する診療科の業務に従事した場合 当該業務に常勤医師（条例本則の表医師養成確保奨学金の項に規定する常勤医師をいう。以下同じ。）として従事した期間（その期間が3年を超えるときは、3年）

イ 知事が指定する診療科以外の業務に従事した場合 当該業務に常勤医師として従事した期間（その期間が1年を超えるときは、1年。ただし、知事が特に認める場合は、3年を上限として知事が認める期間）

3 条例の規定による返還の債務の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の奨学金返還免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、審査の結果返還の債務の免除を決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

7 返還免除条件に該当して奨学金返還債務の免除を受けようとするとき

届出・申請事由	必要な届出・申請	様式番号	備考（添付書類、留意事項）
貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の返還免除条件に該当して貸付金返還債務の免除を受けようとするとき	奨学金返還免除申請書	4	在職を証明する書類（様式は任意。勤務先が作成するもの。） ※1、2、3

※1 勤務期間、従事した診療科を記載してください

※2 連帯保証人及び保証人は、貸付申請書に記載した者（変更届により変更している場合は、変更後の者）を記載してください（御不明な場合はお問合せください）。

※3 「理由欄」は、「貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の医師養成確保奨学金の項の免除の条件の欄第〇号に該当するため。」と記載してください。また、「第〇号」には、以下の免除の条件の各号に応じて記載してください（通常は「第1号」です）。

【参考】貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）

免除の条件		免除の範囲
医師養成確保奨学金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後 <u>直ちに</u> 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間（※4）が経過するまでに、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に免除条件期間（※5）以上従事したとき。	債務の全部
	2 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

※4 免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。

(1) 鳥取大学に地域枠推薦入学による入学した者（以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。）にあつては、医師養成確保奨学金（以下この項及び次項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間

(2) 地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に3年を加えた期間（その期間が9年を超える場合は、9年）

(3) 知事が特に指定する病院の特定診療科以外の診療科において常勤医師としての業務に従事する者にあつては、前2号に規定する期間に当該業務に従事する期間（3年を上限とする。）を加えた期間

(4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた者にあつては、知事がその都度定める期間

※5 免除の条件の欄第1号に規定する免除条件期間とは、次に掲げる期間をいう。ただし、知事が特に指定する病院の特定診療科において業務に従事する期間については、3年を上限とするものとする。

(1) 地域枠入学者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間

(2) 地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超えるときは、6年）

8 一般的な注意事項、様式ダウンロード方法

- (1) 届出・申請は必ず書面で行ってください。
- (2) 届出・申請の記載に当たって「決定番号」が必要となる書類があります。決定番号は、奨学金の貸付決定通知書に記載してありますが、決定番号が不明の場合は下記9までお問合せください。
- (3) 規則の届出・申請様式は、以下のURLからダウンロードできます。
- 鳥取県公式ホームページ（とりネット）の医療政策課のホームページ
<http://www.pref.tottori.lg.jp/64183.htm>

鳥取県	医師確保	検索
-----	------	----
 - 鳥取県例規集
http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_menu.html
 - ※「鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則」で検索してください。
 - ※「様式第○号(第○条関係)」の文字をクリックするとファイル（Word形式）を保存できます。
 - ※様式の「職 氏名 様」という表記は、全て「鳥取県知事 平井 伸治 様」としてください。
- (4) 振込口座登録（変更）申請書は、以下のURLからダウンロードできます。
- 鳥取県公式ホームページ（とりネット）の鳥取県の出納業務のホームページ
<http://www.pref.tottori.lg.jp/201940.htm>

9 届出・申請書類提出、問合せ先

鳥取県福祉保健部健康医療局 医療政策課医療人材確保室
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
電 話：0857-26-7195
ファクシミリ：0857-21-3048
電子メール：ishikakuho@pref.tottori.lg.jp